

随意契約理由書

1 業 務 名	情報セキュリティ水準向上業務 (2024年度)
2 業 者 名	阪神高速技研 (株)
3	
<p>本業務は、当社が定める情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ水準の維持又は向上を図るため、情報セキュリティに関する人的セキュリティ対策を実施し、社員のセキュリティ意識の向上及びリテラシーの向上を図るものである。</p> <p>人的セキュリティ対策の実施にあたっては、当社の情報セキュリティに精通し、かつ当社の情報セキュリティ教育に対する実施意図を適切に反映した訓練メールや教育コンテンツの制作を行う必要がある。阪神高速技研株式会社は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社の情報セキュリティを熟知しているばかりでなく、共通の経営目的をもって業務を行い、情報セキュリティの維持向上に資するノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っており、人的セキュリティ対策の実施においては蓄積されたノウハウの活用が可能である。</p> <p>また、標的型攻撃メール訓練の実施にあたっては、総合情報システムのシステム管理者である阪神高速技研株式会社のみが「不審メール受信時の対応フロー」にしたがって転送された訓練メールを受信し、転送された訓練メールのログの抽出や分析を担える唯一の者となっている。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号及び第2号に該当することから阪神高速技研株式会社と随意契約を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。	